

## 令和3年度第4回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年7月5日(月)午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 三次まちづくりセンターホール
3. 出席委員(18人)

1番 有重 貢	2番 池本 秀雄	3番 上田 憲昭	4番 大前 万寿美
5番 加藤 好隆	6番 河本 研二	7番 木原 孝行	8番 寺重 茂晴
9番 橋本 正二	10番 橋本 洋資	11番 林 敏明	12番 平尾 敏之
13番 廣瀬 勝秀	15番 松山 和登	16番 箕田 英紀	17番 向井 泰治
18番 横田 和彦	19番 吉森 法和		
4. 欠席委員(1人)  
14番 福田 博之
5. 議事日程  
報告第12号 利用権の終了(農用地利用集積計画)  
報告第13号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)  
報告第14号 非農地証明願承認  
報告第15号 農地法の規定による許可申請等の取り消し  
議案第19号 農地法第3条  
議案第20号 農地法第5条第1項  
議案第21号 農地転用事業計画変更  
議案第22号 農用地利用集積計画  
議案第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見
6. 農業委員会事務局職員  
中廣事務局長 上岡係長 森井主査

### 7. 会議の概要

事務局 只今から令和3年第4回三次市農業委員会総会を開催いたします。

(橋本会長あいさつ)

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。  
本日の出席委員数をご報告いたします。本日の出席委員は18名であります。  
福田委員欠席、河本委員は若干遅延の連絡がありますが、総会は成立致します。  
本日の議事録署名者に松山委員、向井委員を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。  
それでは令和3年度第4回三次市農業委員会総会を開会します。  
本日の日程について事務局から説明を求めます。

局長 本日報告案件が報告第12号から報告第15号までの4件です。  
議案が議案第19号から議案第23号までの5議案です。  
慎重にご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願ひします。

また、本日配布しております資料の中に総会資料の差替えをお願いします。  
議案書の 5 ページの報告第 13 号は欠落をしておりましたので別紙にて配布します。  
農地法第 3 条の 3、報告第 13 号は本資料に差し替え願います。  
また、総会資料の中で野線の修正が若干ございましたので更なる改善に努めてまいります。  
よろしくをお願いします。

議 長 それでは報告第 12 号から報告第 15 号について事務局から説明を求めます。

局 長 報告第 12 号を説明いたします。

利用権の終了について 6 件報告いたします。

内容は 6 月 10 日までに利用権設定の解約の申し出があったものです。

詳細につきましては議案書の 1 ページから 4 ページをご覧ください。

報告第 13 号、農地法第 3 条の 3、相続等による権利移動について 13 件ご報告します。別紙をご覧ください。

内容につきましては 6 月 10 日までに相続等による所有権移転の届け出があったものです。詳細については議案書をご覧ください。

報告第 14 号、議案書の 6 ページになります。

非農地証明願について 3 件ご報告をいたします。

申請番号 6、認定番号 7 につきましては平成 5 年 12 月に水稲用のため池として現在に至っております。

申請番号 8 は耕作放棄が 20 年以上で現在に至っております。

報告第 15 号、農地法の規定による許可申請書等の取り消しについて 2 件ご報告いたします。

申請番号 1、2 とともに平成 26 年度に許可処分となった件ですが、申請人から取消願いが提出され農地法第 3 条申請を取消すものです。

報告については以上です。

議 長 報告第 12 号から 15 号まで報告しました。

ご質問等があればどうぞ。

全議員 (質疑なし)

議 長 質問がありませんので議案に入ります。

議案第 19 号、農地法第 3 条について事務局から順次説明を求めます。

局 長 8 ページ、議案第 19 号、農地法第 3 条の許可申請について 8 件ご説明申し上げます。

ご承認頂きますようお願いいたします。

8 ページの申請番号 35 です。

譲受人が●●●●さんで経営面積は 5,281 m<sup>2</sup>です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書の通り許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありますか。

委員 6月28日に地元委員と現地調査を行いました。

譲渡人の●●●●さんは高齢であり後継者もおられず、遠隔地に住まわれていることから●●●●さんに贈与されます。

譲受人の●●●●さんはこの農地を25年前から耕作され、今後も続いて農地を適切に管理されるものと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 異議ありませんか。

異議ない方は挙手お願いします。

委員 全員挙手

議長 異議なしと認め申請番号35を決します。

続いて申請番号36の説明を求めます。

局長 申請番号36を説明します。

譲受人は●●●●さんで経営面積は8,404㎡です。

本件は別紙農地法第3条調査書の通り許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 譲渡人の●●●●さんは町外に住まれ高齢にもなられて管理が困難です。

譲受人の●●●●さんは自宅から近隣であり、管理がしやすいことから双方の要望により所有権の移転を申請されます。

今まで●●●●さんが作付けされており継続して管理されるものと思われます。

●●●●さんの耕作地はすべて管理されており、工作に必要な機械等も揃い問題ないと思います。

周辺農地もすべて耕作され調和も取れて問題ないと思います。

審議のほどよろしくお願いします。

議長 異議はありませんか。

異議ない方は挙手お願いします。

委員 全員挙手

議長 異議なしと認め申請番号36を決します。

続いて申請番号37の説明を求めます。

局長 申請番号37、譲受人が●●●●さんで経営面積は17,063.18㎡です。

本件は別紙農地法第3条調査書の通り許可要件のすべて満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 6月24日に5名にて現地確認致しました。

申請地は譲渡人の●●●●さんが●●●●に居住され、耕作・管理も困難で以前より

譲受人の姉である●●●●さんが耕作されていました。

耕作地との距離も近く今後も耕作を予定されるため、所有権移転を申請されました。  
ご審議よろしくお願いたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手お願いします。

委 員 全員挙手

議 長 異議なしと認め申請番号 37 を決めます。  
続いて申請番号 38 の説明を求めます。

局 長 申請番号 38, 譲受人が●●●●さんです。  
経営面積は 6,072 m<sup>2</sup>です。  
本件は別紙農地法第 3 条調査書の通り許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 6 月 24 日に現地確認をいたしました。  
譲渡人の●●●●さんは高齢であり今後も管理が困難です。  
譲受人の●●●●さんは今後、荒廃した土地を畑に戻し耕作したいと申請されました。  
ご審議よろしくお願いたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手お願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号 38 を決めます。  
続いて申請番号 39, 申請番号 40 は関連案件です。  
一括して説明を求めます。

局 長 申請番号 39 と申請番号 40 の譲受人は, ●●●●で, 農地法第 2 条第 3 項, 農業経営を行うために農地を取得できる農地所有適格法人の要件を満たしております。  
本 2 件は農地法第 3 条調査書の通り許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 申請番号 39, 譲渡人の●●●●さんは●●●●に居住され, 申請地は長年耕作されておらず草が茂り, 隣接農家が獣害被害対策に困っておられた土地です。  
譲受人の●●●●は会社から近く管理しやすいことから, 双方合意のうで申請されます。  
取得後は草刈・耕起・土壌診断をされ作物を植えられます。  
作物はキャベツを予定されていますが土地診断結果にて判断されます。  
申請番号 40 の譲渡人の●●●●さんは遠方に住んでおられ管理が難しく, 以前より

売買依頼があった土地です。

昨年までは利用権設定により近隣の農家の方が耕作されていましたが、今回の申請により解約されています。

譲受人の●●●●は近傍であり双方の合意により移転申請されます。

取得後は景観作物，その他野菜類を栽培予定です。

維持管理は●●●●さん及び従業員数名により管理されます。

管理遂行される意思もあり周辺農地への支障もないと考えられます。

審議よろしくお願いたします。

議長 これに対し異議はありますか。  
異議ない方は挙手お願いします。

委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め申請番号 39，申請番号 40 を決めます。  
続いては申請番号 41 の説明を求めます。

局長 申請番号 41，譲受人が●●●●さんで経営面積は 32,757.1 m<sup>2</sup>です。  
農地法，第 3 条調査書の通り許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありますか。

委員 譲渡人の●●●●さんは，今年は耕作されていますが高齢であり，水利の管理も難しいことから売却を希望され，近隣の●●●●さんに譲りたいとの意向がありました。  
●●●●さんは果樹を計画されています。  
近隣の土地は適切に管理されていますので問題なく，定期的な草刈も実施される予定で管理不足の場合は指導も致します。  
よろしくお願いたします。

議長 調査書のメンバーが前任者となっていますので変更願います。

委員 変更を承知しました。

議長 これに対し異議はありますか。  
異議ない方は挙手お願いします。

委員 全員挙手

議長 異議なしと認め申請番号 41 を決めます。  
続いて申請番号 42 の説明を求めます。

局長 申請番号 42，譲受人が●●●●さんで経営面積が 8,222.91 m<sup>2</sup>です。  
本件は別紙農地法第 3 条調査書の通り許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありますか。

委員 譲渡人の●●●●さんは●●市に通勤されておられます。  
農地の管理が十分できないことから、実質管理されている妻の●●●●さんへ生前贈与し耕作管理意識の高揚を図られます。  
農機具は既に所有され、用水、被害防除等は現行と変わらず管理されます。  
今後も効率的営農が予測できます。  
審議のほどよろしくお願い致します。

議長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手お願いします。

委員 全員挙手

議長 異議なしと認め申請番号 42 を決めます。  
議案第 19 号，農地法第 3 条について申請番号 35 から申請番号 42 までを異議なしと認め決めます。  
続きまして、議案第 21 号農地転用事業計画変更について事務局から説明を求めます。

事務局 議案第 21 号から説明致します。12 ページです。  
農地転用事業計画変更について 2 件説明します。  
ご承認頂きますようよろしくお願い致します。  
申請番号 1，申請人が●●●●，申請内容は賃貸集合住宅 2 棟及び駐車場 20 区画の整備です。  
本申請は令和 3 年 1 月 5 日，農地法第 5 条第 1 項許可による●●●●への所有権は移転されましたが，その後方針の変更により事業遂行が困難となり●●●●が承継事業者となり同事業を申請するものです。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 本件継承事業者である●●●●さんは●●●●さんより本申請地を買受し，賃貸集合住宅を計画されています。  
本申請は令和 3 年 5 月 6 日の農業員会総会で農地転用が承認された土地です。  
本申請は従前内容と同一内容となっています。  
ご承認頂きますようよろしくお願い致します。

議長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手お願いします。

委員 全員挙手

議長 異議なしと認め申請番号 1 を決めます。  
続いて申請番号 2 の説明を求めます。

局長 申請番号 2，申請人が●●●●です。  
本申請は令和 2 年 12 月 7 日付け農地法第 5 条第 1 項を許可した案件で，転用目的を建売住宅から資材置場に変更するものです。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 この件は昨年許可をもらっているのですが、コロナ禍で終息も見えないことから投資を抑制し当面資材置場に変更するものです。

近隣に対しても従前申請同様に問題ないと思われま。

現状では仕方がない内容と思慮し承認頂きますようよろしくお願い致します。

議 長 これに対し異議はありませんか。

異議ない方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手

議 長 異議なしと認め申請番号 2 を決めます。

議案第 21 号，農地転用事業計画変更については申請番号 1，申請番号 2 を異議なしと決めます。

それでは，議案第 20 号，農地法第 5 条第 1 項について事務局から説明を求めます。

局 長 11 ページとなります。

議案第 20 号，農地法第 5 条第 1 項について 4 件説明致します。

申請番号 64，譲受人が●●●●さん，申請内容は駐車場及び侵入路の整備です。

申請地は概ね 10ha 以上の規模の一団の農地等の区域内にあることから第 1 種農地と判断されます。

周辺はすべて第 1 種農地ばかりであり他に適当な土地がないことからやむなく申請地を設定しました。

本件は農地法施行規則第 33 条第 4 項の規定により第 1 種農地の不許可の例外に該当します。

農振農用地区域除外済です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 委員が本日欠席ですので審査表を代読します。

譲渡人の●●●●さんは●●●●に在住され、今後も該当農地を耕作することができないとの思いと、譲受人の●●●●さんは●●●●にある住宅兼事務所に隣接の 1 筆 203 m<sup>2</sup>の農地を譲受け、駐車場、侵入路として活用したいとの思いが合致し、この度の申請に至りました。

申請地は概ね 10ha 以上の一団の農用地内にある第 1 種農用地ですが住宅が並ぶ山際にあります。

農地法施行規則第 33 条第 4 項，住宅その他申請に係る土地の周辺に、地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当いたします。

雨水は自宅前の市道側溝に自然流下させ、汚水、生活排水はありません。

土砂の流出・崩落等の防除処置として水路側側溝から 30 cm 離し法面形成を行います。

敷地は盛土形成し真砂土等を均しそのまま使用されます。

近隣農地に影響はありません。

農振農用地区域除外済です。

申請地は農振農用地区域除外されたことで農地転用が完了したと勘違いし、事前に

一部農地を盛土していました。

これに関しては反省され始末書を提出されています。

ご審議頂きますようよろしくお願い致します。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手お願いします。

委 員 全員挙手

議 長 異議なしと認め申請番号 64 を決めます。  
続いて申請番号 65 の説明を求めます。

局 長 申請番号 65, 譲受人が●●●●さん, 申請内容は納骨堂, 駐車場の整備です。  
本申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 この場所は●●●●にあり, 最近門徒さんから墓地の管理, 整備が困難であるとの要請があり, 以前から納骨堂を整備しようと考えておられました。  
整備するにあたって前住職であったお父様が書院を作られていましたがその土地が無許可であったこともあり, 始末書を付して納骨堂と駐車場を申請されました。  
周囲にも影響なく問題ありません。  
ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手お願いします。

委 員 全員挙手

議 長 異議なしと認め申請番号 65 を決めます。  
続いて申請番号 66 の説明を求めます。

局 長 申請番号 66, 譲受人が●●●●, 申請内容は駐車場の整備です。  
本申請地は農場公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農用地であることから第 2 種農地と判断されます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 申請地は●●●●にある土地ですが, 周りには●●●●の資材置場, 車両等が置かれている一角にあります。  
申請地に隣接されて●●●●さんが駐車場を整備されています。  
申請理由は自社の車両の増加に対応し, 自身の農地を駐車場に転用されるものです。  
周辺農地への影響は問題ありません。  
ご審議のほどよろしくお願い致します。



議長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手お願いします。

委員 全員挙手

議長 異議なしと認め申請番号 66 を決めます。  
続いて申請番号 67 の説明を求めます。

局長 申請番号 67, 譲受人が●●●●さんで申請内容が賃貸集合住宅 2 棟, 駐車場 20 区画の整備です。  
本申請は議案第 21 号, 農地転用事業計画変更許可申請, 申請番号 1 にありますように●●●●さんが, ●●●●さんの継承事業者として申請するものです。  
申請地は都市計画法の用途地域内にあることから第 3 種農地と判断されます。

議長 地元委員の意見ありませんか。

委員 申請地を買い受けた●●●●さんが, 譲渡人である●●●●さんから本申請地を買って賃貸住宅を計画されています。  
この度の申請は令和 3 年 5 月 6 日の農業委員会総会で農地転用が承認されており同様の申請です。  
ご承認頂きますようよろしくお願い致します。

議長 これに対し異議はありませんか。  
異議のない方は挙手お願いします。

委員 全員挙手

議長 異議なしと認め申請番号 67 を決めます。  
議案第 20 号申請番号 64 は許可妥当として処理, 諮問致します。  
申請番号 65 から申請番号 67 を異議なしと認め決めます。  
議案第 22 号, 農用地利用集積計画について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 22 号, 農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。  
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により, 農用地利用集積計画を策定したのでご承認いただきますようよろしくお願い致します。  
25 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。  
農地中間管理権の取得を伴わないものの貸借権設定が 11 件で 68,108 ㎡です。  
農地中間管理権の取得に伴うものの貸借権設定が 17 件で 67,312 ㎡です。  
合計 28 件で 135,420 ㎡です。各申請につきましては議案書の 13 ページから 24 ページをご覧ください。

議長 これに対し異議はありませんか。  
異議のない方は挙手お願いします。

委員 全員挙手

議長 異議なしと認め議案第 22 号, 農用地利用集積計画について決します。

続いて, 議案 23 号 農用地中間管理機構の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について事務局から説明を求めます。

局長 26 ページになります。

議案第 23 号, 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見についてご説明申し上げます。

ご承認いただきますようお願いいたします。

本件は, 農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について適当と認める旨, 回答しようとするものです。

配分計画の内訳でございます。

1 点目が 29 ページになります。

上川立地区において作成されています人・農地プランに基づき, 担い手である●●●●さんに, 農地 10 筆, 農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

2 点目が 32 ページになります。

上志和地地区において株式会社 JA アグリ三次に農地 1 筆 3,177 m<sup>2</sup>, 農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

3 点目が 35 ページになります。

志和地地区に置いて作成されている人・農地プランに基づき, 担い手である●●●●●●さんに農地 11 筆 16,567 m<sup>2</sup>, 農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

4 点目が 39 ページです。

三若地区において策定されている人・農地プランに基づき, 担い手である有限会社こめ奉行に農地 9 筆 10,073 m<sup>2</sup>, 農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

5 点目が 42 ページです。

甲奴町本郷地区にて策定されている人・農地プランに基づき, 担い手である株式会社ノーサイドに農地 1 筆 1.083 m<sup>2</sup>, 農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

最後 6 点目が 45 ページです。

甲奴町にて担い手である株式会社ノーサイドに農地 1 筆 3,777 m<sup>2</sup>, 農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

議長 これに対し異議はありませんか。

議案 23 号, 農用地中間管理機構の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について異議はございませんか。

異議のない方は挙手お願いします。

委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め議案 23 号, 農用地中間管理機構の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について承認することに決します。

以上にて本日の審議のすべてを終了します。

事務局 次回の農業委員会総会は 8 月 5 日月曜日午後 1 時半から三次市役所 6 階 602, 603  
会議室で開催します。

以上

令和 年 月 日

三次市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

三次市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_

三次市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_